平成２６年（フ）第１８１号
石川県白山市荒屋柏野町497番地２、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目１
債務者　小林　啓太
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本光　章浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５５７号
大阪府交野市妙見東３丁目３番18号
債務者　中井　　隆
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高山　博司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
函館市本通１―10―35、住民票上の住所北海道茅部郡森町字尾白内町94番地１
債務者　川口　智春（旧姓小形）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上條　辰徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月24日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１０８号
北海道帯広市西19条南３丁目34番４号　ブライスハイム―201
債務者　宮崎　正樹
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木涼太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
埼玉県越谷市大字南荻島204番地６　みゆき荘102、旧住所埼玉県川口市大字藤兵衛新田200番地の35
債務者　乾　　亮二
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横家　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
愛知県新城市作手中河内字霧ヶ入57番地、前住所愛知県岡崎市上里１丁目５番地45
債務者　小柳津　章
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　真典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口2250番地の５、従前の住所岐阜県多治見市田代町３丁目１番地の１　モアグレース多治見201
債務者　アートブライトホームこと　柴田　正和
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　真仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第４７０号
京都市右京区山ノ内赤山町１番地
債務者　南　　圭只
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河原壽貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４７９号
横浜市保土ケ谷区岩崎町16番15号
債務者　久保　　淳
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本紘太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８０号
横浜市保土ケ谷区岩崎町16番15号
債務者　久保　弘子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本紘太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８６号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字大縄場六ノ切105―２、住民票上の住所岐阜県羽島市舟橋町宮北２丁目12番地
債務者　ル・カルムこと　高橋久美子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３５号
岩手県奥州市江刺区玉里字玉崎179番地
債務者　菊池サダ子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第２９号
福島県耶麻郡西会津町野沢字四岐家ノ前乙3758番地、前住所福島県耶麻郡西会津町野沢字大久保甲900番地
債務者　田部　秀子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
福島県耶麻郡西会津町野沢字四岐家ノ前乙3758番地
債務者　田部　直人
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
福島県耶麻郡西会津町野沢字四岐家ノ前乙3758番地、前住所千葉県柏市あけぼの４丁目６番20号　サンハイツ柏105号
債務者　田部　政人
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
福島県河沼郡柳津町大字久保田字前ノ沢甲2002番地、前住所福島県会津若松市中央３丁目９番12―903号サンデュエル会津中央通り
債務者　佐藤　　祐
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係